

議案第 6 1 号

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 3 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 甲府市介護保険条例(平成 1 2 年 3 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの」を削り、「3 万 5, 0 0 0 円」を「平成 3 0 年度にあつては 3 万 5, 0 0 0 円と、平成 3 1 年度及び令和 2 年度にあつては 2 万 9, 1 6 0 円」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 2 号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成 3 1 年度及び令和 2 年度にあつては、5 万 6, 3 9 0 円とする。

(甲府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例(平成 3 0 年 3 月条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの」を削り、「5 万 4, 4 4 0 円」を「平成 3 0 年度にあつては 5 万 4, 4 4 0 円と、平成 3 1 年度及び令和 2 年度にあつては 4 万 6, 6 6 0 円」に改める。

附則第 4 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料のさらなる軽減を図るについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。